

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 附則（平成 29 年法律 第 4 号関係） 第 39 条	第 2 編 (新設)	令和 2 年 10 月 1 日、令和 5 年 10 月 1 日及び令和 8 年 10 月 1 日における手持品課税等に係る貯蔵場所の範囲、所持数量の算定、酒税額等の計算等について取扱いを明確にした。